

広島市立中央図書館等の広報業務基本仕様書

1 業務名

広島市立中央図書館等の広報業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 背景と目的

本市は、令和5年1月に策定した「広島市立中央図書館等再整備基本計画」に基づき、誰もが学び、憩う『平和文化』の情報拠点「すなわち、「誰もがより読書を楽しみ、広島の魅力や平和への思いを学ぶことができる情報拠点」を目指すことをコンセプトとして、中央図書館及び映像文化ライブラリーをエールエールA館へ移転し、再整備することとしている。

また、中央図書館及び映像文化ライブラリーが備えている基本的な機能（読書、学び、交流等の場の提供）を、次世代を担うことになる若者を含む多くの市民のみならず、広島広域都市圏内や国内外から来訪する多くの者が容易に利用できるようにするとともに、広島に関する蓄積された様々な図書資料も活用した広島の『平和文化』に係る情報発信も強化することにより、機能・サービスの充実を図ることとしている。

本事業は、令和8年度当初に予定している中央図書館及び映像文化ライブラリーの移転開館と郷土資料館サテライトの新規開館に向けて、あらゆる媒体を活用して機運醸成を図るとともに、オープン時のみならず施設の価値を長期的にプロモーションすることを目的として実施するものである。

4 委託業務の内容等

委託する業務の詳細については、以下のとおりとする。なお、発注者が掲載を求める情報の提供は行うが、基本的に企画・構成・編集は受注者が行うものとする。

(1) 印刷物の作成

ア パンフレット

中央図書館、映像文化ライブラリー及び郷土資料館サテライト（以下「新中央図書館等」という。）について、設備やサービスの周知を目的としたパンフレットを作成すること。

項目	内容
規格	A3四つ折り、オールカラー
部数	100,000部
紙質	・受注者から提案すること ・品質の高いものを求める
校正	文字校正3回、色校正1回程度
納期限及び 納品場所	・令和8年2月27日（金）まで ・エールエールA館（広島市南区松原町9番1号）1箇所納品 ※詳細は発注者と調整の上決定すること

イ チラシ

新中央図書館等について、開館日等をプロモーションするためのチラシを作成すること。

項目	内容
規格	A 4 両面、オールカラー
部数	2 0 , 0 0 0 部
紙質	・受注者から提案すること ・品質の高いものを求める
校正	文字校正 3 回、色校正 1 回程度
納期限及び 納品場所	・令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木）まで ・広島市役所（広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号）及び広島市立中央図書館（広島市中区基町 3 番 1 号） 各 1 箇所納品 ※詳細は発注者と調整の上決定すること

ウ ポスター

上記「イ チラシ」の内容を基にポスターを作成すること。

項目	内容
規格	B 2 片面、オールカラー
部数	2 0 0 部
紙質	・受注者から提案すること ・品質の高いものを求める
校正	文字校正 3 回、色校正 1 回程度
納期限及び 納品場所	・令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木）まで ・広島市役所（広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号）及び広島市立中央図書館（広島市中区基町 3 番 1 号） 各 1 箇所納品 ※詳細は発注者と調整の上決定すること

(2) 利用案内の作成

中央図書館及び映像文化ライブラリーについては、原則、ホームページ等のWEB上に利用案内（詳細版）を掲載するものとし、希望者にのみ印刷した利用案内（抜粋版）を配布することを想定している。当該運用に合わせたデータ及び印刷物を作成すること。

ア WEB掲載用（詳細版）

項目	内容
規格	A 4 片面、6 ページ程度、オールカラー
内容	・中央図書館及び映像文化ライブラリーの詳細な利用案内を記載したもの ・職員が内容の編集を容易に行えるよう、Word又はPower Pointで作成すること
校正	文字校正 3 回、色校正 1 回程度
納期限及び 納品場所	・令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで ・広島市役所（広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号）1 箇所納品 ・Word又はPower Pointデータ及び同データをPDF化したものをCD-ROM等の記録媒体により 2 部納品すること ※詳細は発注者と調整の上決定すること

イ 希望者への配布用（抜粋版）

項目	内容
規格	A 4 両面、オールカラー
内容	・ 上記 4 (2) アの内容を抜粋したもの ・ 職員が内容の編集を容易に行えるよう、W o r d 又は P o w e r P o i n t で作成すること
印刷部数	1 0 , 0 0 0 部
紙質	・ 受注者から提案すること ・ 品質の高いものを求める
校正	文字校正 3 回、色校正 1 回程度
納期限及び 納品場所	令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで ①データ ・ 広島市役所（広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号）1 箇所納品 ・ W o r d 又は P o w e r P o i n t データ及び同データを P D F 化したものを C D - R O M 等の記録媒体により 2 部納品すること ②印刷物 ・ エールエール A 館（広島市南区松原町 9 番 1 号）1 箇所納品 ※詳細は発注者と調整の上決定すること

(3) 広告物の掲出

エールエール A 館 1 階北西ガラス面に広告を掲出し、機運醸成と開館後の利用促進を図ることを目的とする。

項目	内容
掲出場所	エールエール A 館 1 階北西（詳細は別紙のとおり）
掲出期間	令和 8 年 3 月から同一内容を永続的に掲出する
内容	以下を基本として、掲出場所の特性を考慮し、受注者から提案すること。なお、広島市景観計画及び広島市屋外広告物条例を遵守し、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫すること。 ①屋内広告（ガラス面への掲出） ・ ガラス面の内側からシート貼りで掲出すること ・ ガラスの内側が見えないよう工夫を凝らすこと ・ 永続的に掲出する予定であるため、紫外線による劣化を受けにくい加工を施すこと ②屋外広告（新設 SUS パネルへの掲出） ・ ブックポスト投入口（図書資料の返却口）を示す文言や注意事項等を、新設 SUS パネルの上からシート貼りで掲出すること ・ 屋外で永続的に掲出する予定であるため、紫外線や雨風による劣化を受けにくい加工を施すこと
校正	校正 3 回程度
その他	掲出料金は不要であるが、掲出物の作成及び施工に係る費用は受注者の負担とすること

(4) 動画の作成

新中央図書館等について、施設の周知を目的とした動画を作成し、機運醸成と開館後の利用促進を図ることを目的とする。なお、作成した動画は、ティザーサイト（下記(5)参照）、YouTube等のSNSで使用するほか、開館記念式典等の各イベントでも使用する。

ア 内容

新中央図書館等の設備やサービスを分かりやすく紹介する動画とすること。なお、多言語対応が必要と考えられる場合は、その構成について提案すること。

イ 企画・構成

プロポーザルでの企画提案内容を基に協議を行い、構成を決定する。決定した構成を踏まえ、脚本やデザイン等を作成する。本編は3分程度を1本とし、SNS発信用のショート版（30～60秒程度）を3本程度作成するものとする。

ウ 制作

上記イで決定した構成に基づき、動画作成に必要な素材の調達、取材・撮影や作画等を行う。なお、新中央図書館等の館内での撮影は令和8年2月以降に実施するものとし、詳細な日程については発注者と調整の上決定すること。

エ 映像の仕様

本編映像の画面縦横比は16：9とし、SNS発信用のショートバージョンは9：16とする。映像の解像度はフルHD又は4Kとすること。

オ 編集

TikTokやYouTubeショートの流行を考慮し、SNSに適したリズムや編集スタイルを取り入れ、デジタル媒体の視聴習慣に即した動画編集を行うこと。

必要に応じて音響・BGM・ナレーション・テロップ等を効果的に挿入すること。

カ 調整業務等

制作に関する関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請及びエキストラの募集等の一切は、受注者が必要に応じて随時行うこと。

キ 権利確認

成果物及び構成素材に関する第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理に関する業務は、受注者が契約履行完了までに行うこと。

ク 納期限

令和8年3月10日（火）

(5) ティザーサイトの作成及び保守管理

新中央図書館等の移転開館についての認知度向上を目的としたティザーサイトを開設し、市民等への情報発信を効果的に行うことを目的とする。なお、運用に当たっては、アクセス数やユーザーの行動データを分析し、効果検証を行うものとする。

ア 内容

新中央図書館等の移転開館に関する情報を集中的に発信できる内容とすること。掲載するコンテンツの記事作成及び保守管理を行うこと。

イ 構成

プロポーザルでの企画提案内容を基に協議を行い、構成を決定する。決定した構成を踏まえ、内容やデザイン等を作成する。

なお、サーバ、ネットワーク機器等の選定に当たっては、広島市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、脆弱性診断や不正アクセス防止策、コンピュータウイルス対策等のセキュリティ対策を講じること。

ウ 納期限

令和7年10月31日（金）までにサイトを公開し、令和8年3月31日（火）まで記事の更新及び保守管理を行うこと。

(6) 既存SNSの運用支援

広島市立図書館が運用する公式SNS（Instagram及びFacebook）について、移転開館後も施設の価値を長期的にプロモーションするため、現状分析を行い、フォロワー数及びインプレッション数の増加を図る施策を立案するとともに、図書館職員へのアドバイスを通じて、効果的な運用を支援することを目的とする。

ア 業務の対象となるアカウント

- ・広島市立図書館Facebook (@hiroshima.city.library)
- ・広島市立図書館Instagram (@hiroshima_city_library)

イ 内容

(7) 既存SNSの分析

上記(6)アについて現状分析を行い、広島市立図書館の取組を既存の利用者のみならず幅広い層にプロモーションするための改善案についてKPI（フォロワー数増加率及び投稿エンゲージメント）を含めて提案すること。なお、以下のポリシーに基づいた提案とすること。

- ・広島市立図書館フェイスブック運用ポリシー
- ・広島市立図書館Instagram運用ポリシー

※掲載ページ <https://www.library.city.hiroshima.jp/public/sns.html>

(i) 運用支援

a アドバイス

分析結果を踏まえ、効果的なコンテンツ企画、画像等の作成、投稿の頻度・時間帯、ハッシュタグ、ストーリーズ及びハイライト投稿の活用方法などについて図書館職員にアドバイスを行うこと。なお、アドバイスは必要に応じて定期的に行い、図書館職員のスキル向上を支援すること。

b 投稿環境の整備

画像等の投稿用テンプレートの整備等、図書館職員自身が令和8年度以降もクオリティを保ちながらSNSを運用できる環境の整備について提案を行うこと。

ウ その他

コンテンツの作成及び投稿は、広島市立図書館の指定管理者が行う。

(7) 新規SNSアカウントの立ち上げ及び運用

新中央図書館等について、移転及び開館に関する情報を幅広い層にプロモーションし、オープンに向けた機運醸成を図ることを目的とする。

ア SNSの種類

受注者から提案すること。なお、本業務で立ち上げたアカウントは令和8年3月31日をもって終了するものとし、その運用は引き継がない。運用中は図書館の既存SNSアカ

ウトとの相乗効果が期待でき、更に終了後は図書館の既存SNSやホームページへ誘導することを前提とした提案とすること。

イ 内容

(7) アカウントの作成

発注者の承認を受けた後に、受注者がアカウントを作成すること。

(i) 企画

効果的なコンテンツ企画、投稿の頻度・時間帯、ハッシュタグの活用方法などについて提案すること。

(ii) コンテンツの作成

発注者に承認を受けた企画について、投稿文及び画像（又は動画）の案を作成し、発注者と協議の上決定すること。

(e) 投稿

投稿回数は月平均8回程度とするが、令和8年1～3月にかけては集中的に投稿できる体制とすること。投稿は全て受注者が行うこととし、発注者と協議の上、適切なタイミングで投稿すること。

(f) アカウント監視業務

作成したアカウントの投稿やフォロワーの反応について適宜確認を行い、管理上で至急対応すべき事案が発生した場合は、速やかに発注者に連絡し、対応方法について提案すること。

(g) 広告配信

必要に応じて、委託料の範囲内で実施できるSNSでの広告配信の提案を行うこと。

(8) 広報素材の整備（ブランドアセット）

チラシ・ポスター、ティザーサイトで使用したメインビジュアル等を、発注者及び図書館職員が様々な広報媒体（SNSや館内外でのイベントやお知らせの掲示等）に展開できる素材を作成すること。

規格等は以下を基本とし、その他に必要と考えられるものがある場合は提案すること。

項目	内容
サイズ	・館内外での掲示用テンプレート：A4、A3（縦横） ・SNS及びWEB用：16：9、9：16、1：1
拡張子	・a i ・p p t x ・j p g、p n g（WEB、SNS用の他、印刷に耐え得る高解像度のものを含む。p n gは背景透過ありのものとする）
バリエーション	・フルカラー ・モノクロ ・逆色（WEB等のダーク背景用）
画像素材	・写真、イラストなど単体で使える素材
納期限及び納品場所	・令和8年2月27日（金）まで ・広島市役所（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）1箇所納品 ・CD-ROM等の記録媒体で2部提出することとし、併せて素材

	を一覧にしたコンタクトシートをA4縦フルカラー印刷で添付すること。 ※詳細は発注者と調整の上決定すること
--	---

(9) 独自提案（任意）

上記(1)～(8)の他に、本業務の目的を達成するために実施すべきと考える効果的なプロモーション事業（例：エールエールA館周辺等でのイベントの現地開催や、「4(3)広告物の掲出」で示す場所以外での広告物の掲出等）を提案できる場合は、委託料の範囲内で企画提案すること。

なお、広告物を提案する場合は、広島市景観計画及び広島市屋外広告物条例を遵守し、実現可能な提案とすること。

5 費用

- (1) 受注者が本業務を遂行するに当たり必要となる経費は、すべて委託料に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
- (2) 委託料の支払いは、業務の完了検査を経て支払うものとする。

6 発注者から提供する素材

新中央図書館等について、本業務に必要な以下の素材を提供する。

- ・施設名称ロゴ
- ・施設の完成イメージ画像
- ・フロアマップ

その他の素材の提供は、受注者からの要求に応じて、発注者が妥当と判断する範囲で行う。

7 業務上の注意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、本市ホームページに掲載している以下の資料を熟読し、本市の取組を正確かつ効果的にプロモーションすること。
※掲載ページ <https://www.city.hiroshima.lg.jp/shisei/machi/1005977/index.html>
 - ・中央図書館等の再整備 再整備方針（広島市立図書館再整備方針）
 - ・中央図書館等の再整備 基本計画（広島市立中央図書館等再整備基本計画）
 - ・中央図書館等の再整備 基本設計（中央図書館等再整備に係る基本設計）
 - ・中央図書館等の再整備 実施設計（中央図書館等再整備に係る実施設計）
- (2) 受注者は、初期段階で企画・構成イメージを発注者と十分に擦り合わせた上で着手すること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、本業務上知り得た個人情報を紛失又は本業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。
- (4) 受注者が業務の一部を再委託する場合には、発注者からの承諾を得ることとし、再委託先から個人情報の漏えい等が起きないように措置し、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。
- (5) 本業務により得られた成果、資料及び情報（個人情報を含む。）等については、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写又は遺漏してはならない。

- (6) 受注者は、第三者の著作権及び肖像権その他権利を侵害することがないように必要な使用許可等を得ること。これらを怠った場合に生じる問題については、受注者が一切の責任を負うこととする。
- (7) 成果物納入後に発生した受注者側の責めに帰する不備が発見された場合は、速やかに必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者負担とする。
- (8) 受注者は、業務完了前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を発注者に報告し、応急措置を加えた後、書面により発注者に詳細な報告及びその後の方針案を提出しなければならない。
- (9) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に違反した場合は、委託料を支払わず、また、既に支払った委託料の全部又は一部を返還させることができるものとする。

8 実施計画書等の作成

(1) 実施計画書の作成

- ア 受注者は、業務履行開始に当たり、契約締結日から10日以内に実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。
- イ 実施計画書を変更する必要があるときは、発注者の承認を得た上で変更し、変更後の実施計画書を提出すること。

(2) 議事録等の作成

- ア 発注者との打ち合わせ・協議を行う際には、協議事項を事前連絡すること。終了後には議事録を作成・提出し、発注者の承認を得ること。
- イ 打ち合わせ等において生じた検討課題については、議事録とは別に、課題管理表にまとめて作成・提出した上、課題の解決を実施し、発注者の承認を得ること。

(3) 実施報告書の作成

受注者は、すべての業務完了後、業務ごとに実施内容を取りまとめた実施報告書を、A4版・カラー簡易製本により作成し、2部提出すること。また、報告書を含めた成果品のデータをCD-ROM等の記録媒体により提出すること。

9 業務実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することができる体制を整備すること。総括責任者として、広報アドバイザーやコンサルティングに類する業務経験を有する者を配置するとともに、広報物制作全般にわたるデザイナー、コピーライター、プランナー、アートディレクターなどの経験を有する者を適正に配置すること。なお、総括責任者を変更する場合は、あらかじめ連絡すること。

10 成果品

受注者は、すべての業務完了後、業務ごとに実施内容を取りまとめた実施報告書（A4版・カラー簡易製本）を作成し、令和8年3月31日（火）までに2部提出すること。また、実施報告書を含めた成果品のデータをCD-ROM等の記録媒体により2部提出すること。

11 著作権等の取扱い

本契約により作成される成果物の著作権は以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は発注者に無償で譲渡するものとする。

- (2) 受注者は、発注者の事前の回答を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

12 その他

(1) 秘密の遵守

受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、発注者・受注者協議の上、決定する。